

蒲郡市ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等におけるブロック塀等の倒壊による災害を防止するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）による道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀及び門柱をいう。ただし、基礎を除く高さが60センチメートル以下のもの及び国、地方公共団体、公団、公社、事業団体等が所有するものは除く。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、次のいずれにも該当するブロック塀等の撤去事業とする。

- (1) 道路及び公共施設に面し、地震発生時における倒壊又は転倒のおそれがあり、愛知県建築物地震対策推進協議会が作成したチェックリスト「ブロック塀の点検をしよう！」（以下「チェックリスト」という。）の項目に1以上該当するブロック塀等の撤去事業であること。
- (2) ブロック塀等を撤去した後に、同一の場所に再度ブロック塀等の設置を行わない事業であること。ただし、生け垣又は金属製の塀への転換を行う事業については、この限りでない。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内にブロック塀等を所有し、前条の撤去事業を行う者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長1メ

一トル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1以内（千円未満を切り捨てた額とする。）とし、かつ、一敷地につき10万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、蒲郡市ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、1部を市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の位置図（原則として縮尺2,500分の1以上の地図）
- (2) 施工前の写真及び配置図
- (3) 施工のための見積書の写し
- (4) チェックリスト
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の交付を決定し、蒲郡市ブロック塀等撤去事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 交付を決定するときは、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、蒲郡市ブロック塀等撤去事業変更等承認申請書（第3号様式）に第6条各号の書類を添えて1部を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

（補助事業の変更等の承認）

第9条 市長は前条第1号による申請が適当であると認めたときは、蒲郡市ブロック塀等撤去事業変更等承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告及び検査）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに蒲郡市ブロック塀等撤去事業実績報告書（第5号様式）に掲げる書類を添えて1部市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 事業の完了を確認できる写真
- (2) 施工業者の請求書又は領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の報告書は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の蒲郡市ブロック塀等撤去事業実績報告書が提出された場合は、速やかに内容を審査し、適正に処理されたことを認めたときは、補助金の交付額を確定し、蒲郡市ブロック塀等撤去事業費補助金交付確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の確定通知を受けた者は、当該通知を受領した日から10日以内に請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の備付)

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱の規定による第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第7号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱の規定による第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第7号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。